

一般社団法人日本老年看護学会教育活動推進委員会規程

第1条（名称）

本委員会は、日本老年看護学会教育活動推進委員会とする。

第2条（目的）

本委員会は、老年看護に関わる教育活動を推進する機会の提供を通して、会員の教育能力向上および環境改善を支援するとともに日本老年看護学会としての教育活動を推進することを目的とする。

第3条（委員会）

本委員会の運営は、理事会にて日本老年看護学会理事より委員長を選出して行う。

2. 委員長は委員会を開催し、運営する。
3. 委員長は、日本老年看護学会会員より9名以内の委員を選出する。
4. 委員は、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長より委嘱される。委員は、委員長を補佐し、委員会の運営に参画する。
5. 委員長、委員の任期は役員の任期と同一期間とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
6. 委員長または委員より会計担当委員を1名おき、事務センターと連携して予算立案、執行、決算を適正に実施する。

第4条（活動事項）

本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 老年看護に関する教育の推進に関する事
- 2) 本委員会の活動に関する情報の発信に関する事
- 3) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

第5条（規程の変更）

本規程を変更する場合には、委員会および理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、令和4年3月11日より施行する。